



子ども読書の日

4月23日は「子ども読書の日」です。この日にちなんで川上村立図書館にてお話し会などのイベントが行われました。

近年、子どもの読書離れが指摘されています。ご家庭や図書館でも親子で仲良く本を読んでみるのはいかがでしょうか？

● 主な内容 ●

| | |
|------------|----|
| 子ども読書の日 | 2 |
| ぴかぴかの1年生 | 4 |
| まるごと吉野杉フェア | 5 |
| かわかみ満足ガイド | 9 |
| 人権・同和シリーズ | 12 |



広報かわかみ

平成18年5月10日発行

発行 奈良県川上村

編集 川上村広報編集委員会

〒639-3594 奈良県吉野郡川上村大字迫1335番地の7

TEL. 07465-2-0111

ホームページアドレス <http://www.vill.kawakami.nara.jp>

メールアドレス soumu@vill.kawakami.nara.jp

川上宣言

一、私たち川上は、かけがえのない水がつけられる場に暮らすものとして、下流にはいつもきれいな水を流します。
 二、私たちに豊かな生活を築きます。
 三、私たちに豊かな生活を送るために、山を水を守り、川上には自然と一体となった産業を育て、山を水を守り、私たちに豊かな生活を送るために、川上の豊かな自然の価値にふれ、つてもらえらるような仕組みづくりに努めます。
 四、私たちに豊かな生活を送るために、自然の生命の躍動にすなおに感動できるような場を作ります。
 五、私たちに豊かな生活を送るために、自然とのつきあいが、地球環境に對する人類の働きかけの、すばらしい見本になるよう努めます。

読書をしていますか？

4月23日は

子ども読書の日です

子どもの読書活動の推進に関する法律により4月23日は子ども読書の日とされており、川上村立図書館でもこの日にちなんで、子どもに読書について関心を持ってもらえるようイベントを行いました。

ボランティアグループお話しの家「雫」さんによる絵本の読み聞かせや紙芝居、折り紙や手遊びなど、子どもが夢中になり、飽きさせないように工夫された内容で、みんな最後まで聞き入っていました。

また昔話を語る会では、入之波在住の北岡藤吉朗さんに川上村に伝わる昔話で以前広報に連載していました「かわかみむかしばなし」で紹介された、「河童のがたろう」や「あんころもちと小坊さん」の話をしていただきました。

そのほかにも、保護者を対象にした講演が「子どもと本を読む」をテーマに行われました。講師と

して元川上村図書館協議会委員で大阪教育大学非常勤講師の北村幸子氏を招いて2部形式で行われました。第1部では「幼い子どもたちと絵本を楽しみましょう!」、第2部では「小・中学生と読書・・・子どもの成長と読書」ということで、子どもを持つ父母が子どもにどのような本をどのように読んであげるとよいなどのアドバイスを聞くことができました。

今後このようなイベントや研修会を通じて子どもの読書活動の推進を図っていきます。

○子どもの読書活動の推進に関する法律

近年のテレビ、インターネット等の情報通信の発達や普及、子どもを取り巻く生活環境の変化などにより、子どもの読書離れや活字離れ、国語力の低下などが指摘されています。

しかし、読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

このような子どもの読書活動の重要性にかんがみ、子どもが自主

的な読書活動を行うことができるよう環境の整備を図るため、国が平成13年にこの法律を公布・施行しました。

この法律においては、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政府が「子ども読書活動推進基本計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等、必要な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。



お話しの家「雫」さんによる絵本の読み聞かせ



本を片手に講演の北村さん



北岡さんの昔話会

芸術を満喫!

4月29日から5月7日の間、東川・匠の聚で毎年恒例の「アートフェスティバル」が開催されました。村内をはじめ、村外や県外からたくさんの方が参加され、大賑わいでした。

今回で7回目となるこの「アートフェスティバル」は、毎回趣向を凝らし、いろいろなイベントが行われており、家族連れやカップルなどリピーターの多いイベントとなっています。

今回、一押しイベントの一つとして、期間中、「野口明美銅版画展」が開催されました。野口さんはフランスパリで28年間在住され、そこでメトロ（地下鉄）の大幅板に魅せられ、メトロを描き続けている画家です。「メトロ」がテーマの作品が19点、他にも「雲」がテーマの作品が6点展示されました。

もう一つの一押しイベントとして「万華鏡づくり」が5月5日子どもの日に行われました。自分で

作った万華鏡の重なり合って綺麗な模様を見ながら「きれい」「すごい」等の声が研修室中に響いていました。

また、ウッドクラフトでは川上村の老人の方が先生となり、山下刈りの際にでる山椿やくろもじなどの普通捨てられる木を再利用して、ふくろうや笛などを作りました。

他にも、紙漉体験や七宝体験、シルバーアクセサリーづくりや絵はがきづくりなどいろいろな芸術体験が行われました。

このイベントを通じ、たくさんの方が匠の聚を訪れ、芸術や文化に触れ、芸術を満喫することができたことと思います。

なお、29日にフォトコンテスト2006の表彰式も行われました。匠の聚大賞を受賞されました大淀町在住の北好雄さんをはじめ、各賞を受賞された27名の方が表彰されました。

また、受賞されました方々の作品の巡回展を総合センター3階展示ギャラリーで、5月13日から29日まで開催されます。この機会にぜひ吉野を題材にしたすばらしい写真をご覧ください。



大盛況のウッドクラフト



すごくきれい!



匠の聚大賞受賞で喜びいっぱいの北さん



絵はがき上手に書けました

ひ か び が の 一 年 生

4月17日に平成18年度川上小学校入学式が行われ6名の元気な子どもたちが入学しました。



岩城 有菜さん
(井戸)



下西 新さん
(西河)



徳田 翔大くん
(東川)



原 龍星くん
(宮の平)



福井 小遙さん
(北和田)



山口 真清くん
(西河)

～ 枯れ草火災にご用心 ～

「枯れ草火災や山林火災は春先に多く発生しています。」

春先には、畑や空き地で枯れ草等を燃やす機会が多く山林に延焼する火災が発生しています。これは、降雨量が少なく空気が乾燥し、強風が吹く日が多いためです。枯れ草火災や山林火災を防ぐために次のことに注意しましょう。

- ★風の強い日には、焚き火をしないようにしましょう。
- ★火を使う時には、気象状況、周囲の可燃物の状況に注意しましょう。
- ★たばこの投げ捨てをしないなど、マナーの向上に努めましょう。
- ★焚き火をする時は水バケツなどの消火準備を必ず行い、その場を絶対に離れないようにし、残り火がないように火の始末をしっかりと行いましょう。
- ★空き地の枯れ草は早めに刈り取りましょう。
- ★刈り取った枯れ草には火をつけないようにしましょう。
- ★火入れをする時は、前もって消防署へ届出しましょう。

(電話連絡でも受付ます。 TEL 07463-2-1011)

**風の強い日の
たき火はやめましょう!**



吉野広域行政組合消防本部



川上村は住まいのふるさと
吉野杉の産地をアピールします

まるごと 吉野杉フェア

昭和61年から続いてきた「そまびと大会」。吉野林業が構造的不況の真っ只中、村としては、基盤整備等を中心に林業対策を図ってきました。

「そまびと大会」は林業家はもちろん、サラリーマンや女性など、林業に無関心な人たちに、「遊び心」を通し、より多くの人に少しでも木の温かみや、木の良さを体感してもらうことを目的に大切に

培ってきました。

平成18年度からは、吉野林業の復権と村の活性化を追い求めた「そまびと大会」の精神を受け継ぎながら、直接消費者に、川上村の木材の良さをアピールし、もう一度「知ってもらう・買ってもらう・使ってもらう」ために『まるごと吉野杉フェア』を開催します。日常生活の中に「コンビニ」があるように、川上村には『森林のコンビニ』があり、人と森林が古より現世へそして来世へとつなぐ空間を提供したいと思えます。「水源地の村づくり」を旨とする川上村にとって、

7月26日
～30日

森林の整備と木材の販売促進は、森林の公益的機能を発揮するための重要な課題です。

21世紀は、「環境の世紀」と言われています。住宅をはじめ、暮らしのなかに川上村の木材を使ってもらうことが『資源型循環社会』をつくることにつながるのです。



～胃がん検診のお知らせ～

対象者：村内在住の40歳以上の方

注意事項：・前日の夕食は、午後9時頃までにすませて、受診までは何も食べないでください。
・当日は絶食し、水・お茶・コーヒー・牛乳・タバコ等は飲まないでください。

次の方は検診を受けられません

- ・妊娠中の方、妊娠の疑いのある方
- ・以前に胃の手術をされた方
- ・現在胃の治療中の方

日程：6月6日（火）午前8：00～8：15 北和田ふれあいセンター
午前10：30～10：45 入之波公民館

6月8日（木）午前8：00～8：15 大滝消防団詰所前
午前9：15～9：30 川上村役場玄関前
午前10：30～10：45 武木消防団詰所前

6月9日（金）午前8：00～8：15 東川公民館
午前9：15～9：30 川上小学校スクールバス停

※人数により多少時間が遅れる場合がありますのでご了承ください。
※健康手帳をお持ちの方は、持参ください。

お問い合わせ：役場住民福祉課 電話 2-0111

清流

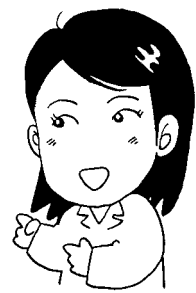
私が川上村で司書として働くことになったのは、図書館開館の約一年前でした。川上村について何も知らない私が、村民のための本を選び、開館準備をするということに疑問を感じながらも時は過ぎ、二〇〇二年十月に川上村立図書館は開館しました。在職期間は四年少しでしたが、長いようで短く、あっという間の四年でした。春は村の花である山吹を見ながら通勤したこと、仕事帰りに蜻蛉の滝の桜や、東川の芝桜を見に行ったこと、秋には西河のイチョウが朝日に黄金色に輝いていたことなどを思い出すと、自然豊かで美しい村だと、改めて思います。

「図書館の人や」と呼ばれるほど仲良くなれたことも、嬉しいことでした。もちろん楽しいことばかりではなく、辛いことも多々ありましたが、川上村に関れたことは、私の人生に大きなプラスとなりました。これまで助けてくださったたくさんの方に心から感謝します。本当にありがとうございます。

開館から四年が経ち、少しは村に図書館が定着してきたように感じます。しかし、利用される方はほぼ決まった方で、村民のために建設されたのに、大半の方が利用してらっしゃらないのが現状です。いまだに図書館があることをご存知ない方もいらっしゃるかも分かります。図書館は、用事のついでに寄るといことが出来にくい場所であり、車を運転されない方は来館しにくいと思われまます。また交通の便が悪いこと、以前より本に親しむ機会の少ない村であることなど、利用者を増やすには厳しい条件が揃っています。しかし、村民の方はどなたであれ、本や雑誌・DVDなどを無料で借りられるのに、多くの方が利用されていないのは本当にもったいないと思います。この四月からは新しい司書による運営となり、今までは違った雰囲気になるかと思えます。今後、図書館を利用される方が増えることを祈っております。

上村 光美

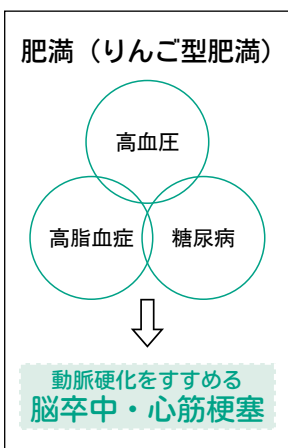
こんにちは 保健師です



「メタボリック・シンドローム」

メタボリック・シンドロームとは、ウエストまわりが太くなっていく状態の人が、軽度でも「高脂血症」「高血圧」「糖尿病」といった生活習慣病を二人で二つ以上もっている状態をいいます。本人に自覚症状がないことが上げられます。また、心臓からの各部分へ血液を運ぶパイプである動脈が硬くなってもろくなる動脈硬化を急激に悪化させます。

先に上げた生活習慣病のひとつひとつの症状が軽度でも、こうした病気がかさなることで動脈硬化を急激に悪化させ、心筋梗塞や脳卒中などの危険性が高まることわかってきました。「ちょっと高め」「少しくらいは大丈夫かな」といった状態が危険です。メタボリック・シンドロームの



このように肥満傾向にあり、血圧や血液検査の値で中性脂肪やコレステロール、血糖値などが高めの方は、食生活を見直し、軽度の運動を取りいれたり日頃の生活を見直して見ましょう。

- 【肥満チェック！】
- ウエスト（腹囲）が・・・
 - 男性 85 cm以上
 - 女性 90 cm以上

※一度、自分の体型を見て見ましよう。

基盤となるのが「脂肪の蓄積」、つまり肥満です。なかでも、内臓に脂肪がたまる「りんご型肥満」は要注意です。中高年の男性に多く見られますが、内臓脂肪はつきやすい反面、食生活の改善や運動で減らしやすい特徴があります。肥満は高血圧や高脂血症、糖尿病を引き起こす要因になる上、脂肪自体が身体に悪い物質を作り出すことがわかってきました。

*** 児童手当制度についてお知らせ ***

児童手当が小学校6年生まで拡大されます

児童手当制度の一部改正により、平成18年4月1日から支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、あわせて、所得制限が引き上げられます。

認定請求の手続きが必要となります。

新たに、児童手当等を受けられる児童の保護者の皆様については、役場住民福祉課の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求等の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求等は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の皆様

（平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）

これまで、当該児童に係る児童手当等を受給していた保護者の方は、特段の手続きは必要ありません。（児童手当等は4月以降も引き続き支給されます。）

上記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は、認定請求等の手続きが必要になります。（下記参照）

平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様

（平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ）

現在、児童手当等を受給していない保護者の方は認定請求、現在すでに児童手当等を受給されている保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。（下記参照）

【所得制限限度額】

（単位：万円）

| 扶養親族等の数 | 自 営 業 者 (国民年金加入者) | サラリーマン (厚生年金等加入者) |
|---------|----------------------|----------------------|
| 0 人 | 460.0 | 532.0 |
| 1 人 | 498.0 | 570.0 |
| 2 人 | 536.0 | 608.0 |
| 3 人 | 574.0 | 646.0 |
| 4 人 | 612.0 | 684.0 |
| 5 人 | 650.0 | 722.0 |

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養家族がある場合についての限度額（所得ベース）は左記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

● 認定請求書に必要な添付書類 ●

☆健康保険被保険者証等の写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）

☆所得証明書（川上村にその年の1月1日に住所がなかった場合）

などとなっています。

詳しくは、住民福祉課 児童手当係（TEL 2-0111）までお問い合わせください。

平成18～20年度の介護保険料（65歳以上の方）

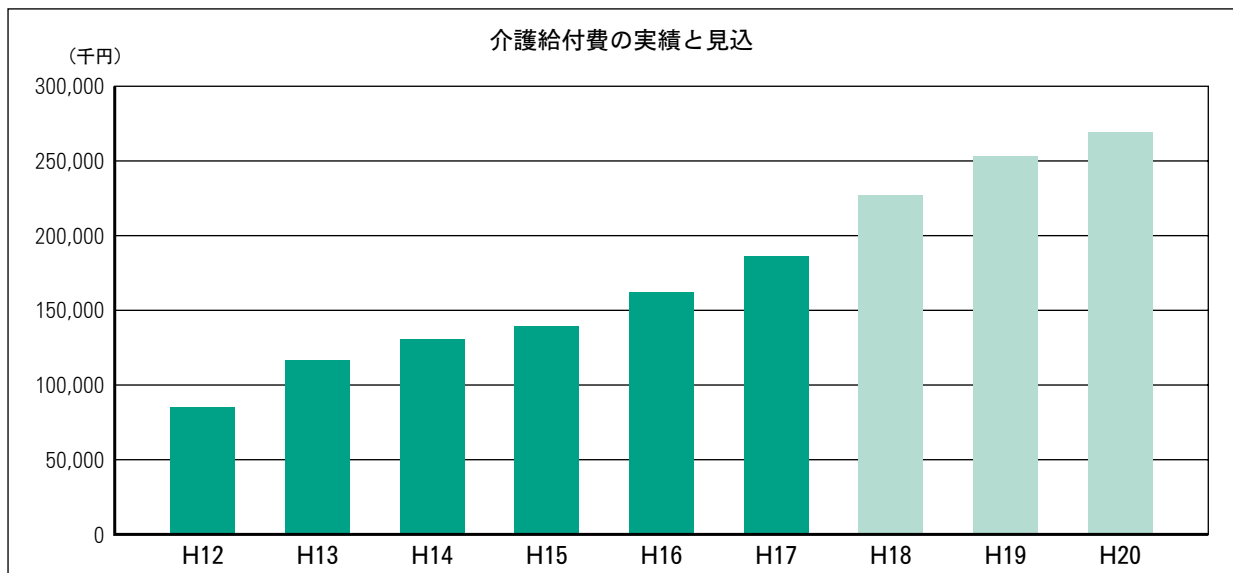
平成12年度からの実績とさまざまな要因を考慮に入れて、川上村介護保険運営協議会で平成18～20年度に必要となる介護保険給付費について協議を行ってきました。そこで各年度に必要なと推計された介護給付費から、川上村の高齢者が負担しなければならない保険料額の算出を行いました。

そして、3月に行なわれた村議会の議決を経て、平成18～20年度における川上村の介護保険料基準月額額は3,200円に決定されました。

なお、村民の方々への保険料額通知は例年どおり7月中旬を予定していますが、年金から天引きされている方で金額の変更がある場合は5月中旬に更正決定通知を行う予定です。制度改正等にご理解並びにご協力のほど、よろしくお願いいたします。

（単位：千円）

| | 平成 12年度 | 平成 13年度 | 平成 14年度 | 平成 15年度 | 平成 16年度 | 平成 17年度 | 平成 18年度 | 平成 19年度 | 平成 20年度 |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 給 付 費 | 84,893 | 117,007 | 130,974 | 139,207 | 162,496 | 186,000 | 227,109 | 253,014 | 269,006 |



| 区 分 | 対象者（65歳以上の方） | 負担率 | 保 険 料（年額：円） | |
|---------------|--|--------------|------------------------|------------------------|
| | | | 平成15～17年度 （改定前） | 平成18～20年度 （改訂後） |
| 第1段階 | ○生活保護の受給者の方 ○老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税の方 | 基準額 ×0.5 | 12,100円 | 19,200円 |
| 第2段階 | ○世帯全員が市町村民税非課税の方 ○合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | 基準額 ×0.65 | 18,150円 | 25,000円 |
| 第3段階 | ○世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の人 | 基準額 ×0.75 | | 28,800円 |
| 第4段階 （基準額） | ○本人が市町村民税非課税の方 | 基準額 | 24,200円 （月額 2,017円） | 38,400円 （月額 3,200円） |
| 第5段階 | ○本人が市町村民税課税の方 （合計所得金額200万円未満） | 基準額 ×1.25 | 30,250円 | 48,000円 |
| 第6段階 | ○本人が市町村民税課税の方 （合計所得金額200万円以上） | 基準額 ×1.5 | 36,300円 | 57,600円 |

～樹と水と人の共生・川上村の情報～

かわがみ満足ガイド

匠の聚

フォトコンテスト巡回展

と き：5月13日(土)～29日(月)

場 所：やまぶきホール 3Fギャラリー

陶芸教室(山本喜一先生)

基礎から学ぶ 陶芸講座 ①手びねりでつくる

と き：5月15日(月)～6月22日(木)(毎週月・木) 計12回

時 間：10:00～17:00

参加費：17,000円(税込・材料費別)

定 員：15名

日本画教室(岸上ゆか先生)

基礎から学ぼう!日本画講座

と き：6月1日(木)・2日(金)・6日(火)・8日(木)・9日(金) 計5回

時 間：13:00～16:00

参加費：7,000円(税込・材料費別)

定 員：15名

陶芸教室(鈴木雄一郎先生) 暮らしの器づくり

と き：6月29日(木)・30日(金)

7月6日(木)・7日(金)・13日(木)・14日(金)・21日(金)・28日(金) 計8回

時 間：13:00～16:00

参加費：10,000円(税込・材料費別)

定 員：15名

《匠の聚 TEL 07465-3-2381》

ふるさと市場 開催日

日 時 5月3日(水)・4日(木)・5日(金)・7日(日)・
14日(日)・21日(日)・28日(日)
6月11日(日)・18日(日)・25日(日)
8:30～16:00

ところ 商工会前

《産業振興課 TEL 07465-2-0111》

山の学校 達っちゃんクラブ

『達っちゃんクラブの森をつくろうDAY』

と き：6月24日(土)

参加費：無料

定 員：50名

《山幸彦のもくもく館

TEL 07465-3-2929》

やまぶきホール

ふれあい映画会

「男たちのYAMATO」

と き：5月20日(土)

18:30開場、19:00上映

入場料：小中 300円・大人 500円

《教育委員会 TEL 07465-2-0144》

森と水の源流館

企画展「源流の虫たち」開催中(～6月25日)

源流人会限定企画

源流塾「ライトトラップに集まる虫」

と き：6月10日(土)

15:00～21:00

参加費：小中高 500円・大人 1000円

定 員：20名

対 象：小学生～

もりみず探検隊

「源流のほたるの夕べ」

と き：6月17日(土)

16:00～20:30

参加費：小中高 1200円(1000円)

大人 3000円(2700円)

定 員：20名

()は源流人会価格

※源流人会は当日入会可(個人2000円、家族3000円)

《森と水の源流館

TEL 07465-2-0888》

● ● 図 ● 書 ● 館 ● コ ● ー ● ナ ● ー ● ●

今年度から川上村立図書館司書として勤務することになりました吉田綾と申します。よろしくお願いいたします。

図書館では村民の方から「こんなこと書いた本知らんかな?」や「こんなの知りたいねん」などと気軽に声をかけていただけたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

～図書紹介～

五月に入り、そろそろ新しい生活にも慣れてきたころでしょうか?山々でも冬から春へと衣替えを済ませ、杉林も鮮やかな色へと変化してきました。今月は山々にひっそりと咲いている(生えている)野草の見方や、生き方などが書かれた本をご紹介します。普段何気なく歩いている道端にもひっそり咲いている野草、雑草の謎ときをしてみてくださいはいかがでしょう?



『身近な雑草のゆかいな生き方』 稲垣栄洋 著 草思社 2003.7

踏まれても抜かれてもなお伸びる、その力の源は何か。どんな秘密が隠されているのか。ナズナ、オオバコなど、身近な雑草50種の知られざる生態と生き残り戦略を描く。



『日本の山野草』 大貫 茂 著 クレオ 2000.2

野山の花、人里の花、水辺の花…南北に長く気象の変化に富み、多様な植物分布を示す日本列島の山野草を美しい写真で紹介。帰化植物や近年見られるようになった外国の野草の写真も掲載する。



『野の草ノートであってうれしい草はともだちー』
いわさゆうこ 作 文化出版局 2004.5

何でこんな形しているの? 種はどうやって増やすの? どこにでも生えている草も、よく観察するとおもしろいことがいっぱい。食べられる草などの役立つ情報も盛りだくさん。いろんな草ともだちになれる一冊。

図書館カレンダー ～色のついている日が休館日です～

| 5月 | | | | | | | 6月 | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | | | | 1 | 2 | 3 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 28 | 29 | 30 | 31 | | | | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | |

ご報告

寄付 旧川上村厚生保護婦人会 様 182,119円
 厚生保護婦人会が解散され、活動残余金182,119円のご寄付を賜りました。
 子ども育成支援のための図書資料を購入させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

狩猟免許試験のご案内

実施の日：18年6月18日（日）または
18年8月27日（日）
（2回実施します。都合のよい方で受験して下さい。）
時間：9：30～16：00
場所：橿原市四条町88
県農業技術センター 農業交流館2階
申込方法：願書受付は試験日の10日前（必着）まで
申込及び問合せ先：
〒630-8253
奈良市内侍原町6-1
（社）奈良県猟友会 TEL 0742-26-8125

5月の「のびっこ広場」

とき：5月16日（火） 午前10時～11時30分
ばしょ：総合センター3階 大広間
内容：自己紹介
ふれあい遊び
おやつのお話し
持ち物：タオル・お茶を飲むコップ（日頃使っているもの）

労働災害防止大会のお知らせ

川上村労働災害防止協議会では「家族で取り組む災害ゼロの村」をスローガンに第11回労働災害防止大会を次の通り開催します。
日時 6月7日（水）午後1時より
場所 川上総合センターやまぶきホール
式典に続いて楽しい催しもあります。皆さん是非ご参加ください。
○講演
○アトラクション

全国一斉「人権擁護委員の日」のお知らせ

毎日の暮らしの中で感じたり思っている「いじめ・体罰・部落問題・近隣関係など」小さな悩みを一人でかかえないで、この機会にぜひご相談ください。
相談は無料で秘密は守られます。
特設人権相談日 6月1日（木）
午前10時～午後4時まで
相談場所 役場第3会議室
相談員 前田 剛氏（下多古）
阪本 憲達氏（東川）

行政相談「5月22日～28日は行政相談強調週間です。」

総務省では、国民のみなさんが行政に対し日頃感じておられる種々の不満、疑問、要望等にお応えし、行政の民主的運営に役立てるため、次の日程で相談所を開設します。福祉、保険、年金、道路などについて「わからない」「こまっている」ということがあったら気軽にお申し出ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

時間：5月16日（火）13:00～14:00
場所：川上村役場 相談室
問合せ：川上村役場総務課 TEL 2-0111
行政相談員：小西 都 氏（武木）

自動車税の納期限は5月31日（水）です。 コンビニでも納付ができます。

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。
納税通知書は5月1日（月）に発送しますので、5月31日（水）までに納付してください。なお、今年度の自動車税からコンビニでの納付が可能になりました。休日・夜間も納付することができますので、是非ご利用ください。詳細につきましては、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。
住所を変更された場合は、奈良県税事務所（自動車税第1課）への届出と運輸支局での変更登録が必要です。他都道府県ナンバーの方は奈良ナンバーに登録変更しましょう。

○休日、夜間自動車税納付・相談窓口を開設します。

日時：5月27日（土）、28日（日）9：00～7：00
5月29日（月）、30日（火）、31日（水）17：30～0：00
場所：奈良県税事務所 TEL 0742-26-1177
高田県税事務所 TEL 0745-22-1701（代表）
桜井県税事務所 TEL 0744-43-3131（代表）
吉野県税事務所 TEL 07463-2-2687

※県税の窓口では、軽自動車税の納付はできませんのでご了承ください。
※昨年、奈良ファミリー及びダイヤモンドシティ・アルルで実施しました「休日県税出張納付・相談窓口」は、今年には実施いたしませんのでご注意ください。

届ける人権・同和教育シリーズ⑤9

あなたも私も、 そして隣の人も

「認知症」 って知っていますか？

「認知症」とは、従来から一般に使用されてきた「痴呆(ちほう)」に替わる新しい用語です。この痴呆という用語については、次のような問題点が指摘されています。

まず、屈辱的な意味合いのある表現であり、人に対する尊厳の保持やいたわりを欠く表現であることから、「痴呆」と呼ばれることにより、本人や家族の心が傷つけられる場面が生じることがあります。

また、「痴呆」という言葉は、病気そのものを正しく表現していません。「痴呆」になると、一般的に何もわからなくなってしまふというイメージで捉えられている場合があります。そのためこの表現が、恐怖心や恥ずかしさを引き起こし、本人が診断や治療を拒否するといった問題も考えられます。

これらのことから国では、国民や学会などから意見を募集しながら、「痴呆」に替わる新しい用語を検討した結果、平成十六年十二月に「認知症」と決定し、以後、関係機関やマスコミなどの表記も

すべて「認知症」に変更されています。

このように、差別的な表現を改めることはもちろん重要なことです。しかし、「認知症」は特別なことではなく、成人に起こる知的・精神機能が低下し、日常生活に支障をきたすようになった状態のことをいい、誰もがかかる可能性のある身近な病気です。

おおむね六十五歳ごろから多くなり、八十五歳以上では四人に一人がかかる病気と言われています。また、四十歳代から五十歳代にも発症する若年期認知症も大きな問題となっています。

私たち一人ひとりが認知症についての実態を正しく理解し、誤解や偏見をなくすとともに、認知症の人の人権を尊重しながら、みんなで支えあう、安心して生涯を過ごせる地域社会を目指すことが大切ではないでしょうか。



だれもがいつかは高齢者

「年をとっても、生きがいのある人生を楽しみたい。」これは、だれもが望むことではないでしょうか。

今は若くて健康な人も、確実に「老い」に向かって生きています。年齢を重ねるにつれて体の機能が衰え、それまで簡単にできたことも同じようにはできなくなってきました。また、物忘れや認知症によって自信を失うこともあります。

こうした状況をとらえて、一部では高齢者への偏見が生まれ、高齢者の蔑視や虐待などの問題が深刻化しています。社会への参加を拒まれたり、介護を拒否されたり、「いじめ」を受けたりして、一切の生きがいを失い、孤独や絶望感を味わっている高齢者も少なくありません。

だれもがいつかは高齢者になります。「年を取るのもいいもんだ」と思えるように、高齢者がたくさんの人とふれあい、生きがいを持って生きていけるような社会をつくっていくことが大事ではないでしょうか。



川上俳句会

藤本安騎生選

特選 ワイパーの隅に集まる杉花粉 前田 景子(大滝)

〔評〕俳句はすばらしい文芸である。フロントに杉花粉が一面にかかっているのので、ワイパーを掛ける。住んでいる風土と生活が省略された作品だ。

特選 残雪の岬に沈む夕日かな 新子モモヨ(東川)

〔評〕残雪は春の季語。北陸であろうか？この作者が夕日を見送りながら、春をひしひしと感じているのだ。大きな景と作者の心情がよく出ている。

特選 茶畑に兔逃げ込む露の花 前田 景子(大滝)

〔評〕野兔が春に浮かれて出てきたのであろう。露の花の季語によって、その茶畑へ逃げ込む兔の後姿が思われる。季語が俳句では何より大切である。

佳作 薄氷の水に浮きたる手水かな 新子谷生子(北和田)

春寒し障子を猫が開けて出る 辻井 清子(大滝)
白衿を一先ず外す花疲れ 阪本 蓉子(東川)

入選 雲間よりもれ来る陽ざし初音聞く 古瀬 和子(大滝)

菜種梅雨洗濯竿の雫かな 西山ミサ子(西河)
春寒や道のりは五里歯の治療 中谷トクエ(上谷)
幹伝ふ雨にも樹々の芽吹き聞く 枡 源次(東川)
水仙の一輪ひらく今朝の陽に 竹田サダ子(大滝)
桜貝母のハミング恋の唄 住川 準典(武木)
遠山の残り雪見て身をすくむ 大西 悦子(北塩谷)

平成18年6月11日(日)から市外局番
「07463」「07464」「07465」地域の
電話番号が変わります!!

市外局番「07465」(川上村)「07464」(東吉野)「07463」(吉野町)を使用している地域では、市内局番の容量を拡大するため、次のとおり番号を変更します。

- ◇変更日時 平成18年6月11日(日)午前2時
- ◇変更内容 現在ご使用の市外局番の末尾【3】【4】【5】が取れて、市内局番の先頭につきます。

☆現在の番号 07463-△-□□□□
07464-△-□□□□
07465-△-□□□□

★変更後の番号 3△-□□□□
0746-4△-□□□□
5△-□□□□

△には現在のご使用の市内局番が入ります。

*現在使用中の電話機、ファックスなどは取り替えずにそのまま使用できます。
ただし、ワンタッチダイヤル等に市内局番から登録されている相手方がある場合、登録の変更が必要で

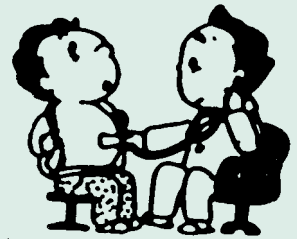
◇お問合せ先
NTT西日本 みやこ支店
電話) 0120-033994

てんいち先生



(川上村人権・同和問題啓発活動推進本部)

医学コーナー



IT眼症

最近、パソコン等の情報機器（IT機器）による目の症状を訴えて、眼科を受診する方が増えています。目の症状だけでなく、肩こりや自律神経失調症等、多彩な症状がみられます。

主な目の症状としては、ピントが合いにくい、目が重い、目が熱くなって乾くなどです。それと同時に、首の痛みやめまい、肩こりなどを訴えることもあり、他の病気と区別がつきにくい場合があります。予防の方法としては、IT機器から遠ざかるのが最も効果的なの

ですが、最近ではそれもむずかしく、やはり、IT機器とのつき合い方を工夫することしかないようです。

適切な休憩をとり、休憩中は5m以上離れた遠方を見るなど、目を使う時間と距離を工夫してみてください。

また、画面の明るさやコントラスト、照明の映り込みなどによる影響も大きいので、機器の調整や位置にも気をつけましょう。

先にお話した症状に思いあたることがあれば、早めにかかりつけの医師に相談しましょう。

奈良県医師会

固定資産税の納期限は5月31日(水)です
 ～納期限内に納めましょう～
 第1期に1年間の納付書をまとめて送付しますので、納付書を紛失しないように大切に保管しましょう。

かわがみの草花



ニオイコブシ(タムシバ)

葉に先立ってコブシに似た香りのいい白い花が咲く。湿帯の山地、4～5月頃に花が咲く。コブシと違って花の下に葉はない。

消費生活相談

消費生活に関する相談や苦情に対する助言等を行います。お気軽にご相談ください。

時間：4～6月の毎週火曜日
 13:00～14:00
 場所：川上村役場 相談室
 問合せ：川上村役場産業振興課
 TEL 2-0111

村の人口

5月1日現在

| | |
|--------|-----------------|
| 人口総数 | 2,212 人 (-19 人) |
| 男 | 1,056 人 (-9 人) |
| 女 | 1,156 人 (-10 人) |
| 世帯数 | 1,008世帯(-5世帯) |
| 4月中の異動 | |
| 転入 | 5 |
| 転出 | 16 |
| 出生 | 0 |
| 死亡 | 7 |

印刷 東洋印刷(株)

おくやみ (敬称略)

| | | |
|-------------|-------|-----|
| 鍵 精一 (中奥) | 4月1日 | 89歳 |
| 奈良 昭三 (宮の平) | 4月9日 | 83歳 |
| 前田 邦彦 (白川渡) | 4月19日 | 50歳 |
| 福本傳一郎 (中奥) | 4月23日 | 91歳 |
| 福西キヨノ (武木) | 4月28日 | 85歳 |
| 阪本 隆繼 (下多古) | 4月29日 | 86歳 |